**民間事業者に認められる本人確認方法一覧表**

|  |
| --- |
| **赤字部分**については、国税分野について認められているものであり、社会保障分野など他の分野で認められるか現時点（平成２７年６月８日時点）では明らかではないことにご留意ください。弁護士法人三宅法律事務所弁護士　渡邉　雅之 |

**〇本人確認方法（本人／対面・送付）**

※対面の場合は原本の提示が必要となるが送付の場合は本人確認書類のコピーの送付でよい。

|  |  |
| --- | --- |
| 番号確認 | 身元確認 |
| 個人番号カード（裏面で番号確認、表面で身元確認） |
| 〇通知カード〇個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 | 〇運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書〇写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書（氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る）〇税務署から送付されるプレ印字申告書（所得税申告書、個人消費税申告書、法定調書合計表等）〇民間事業者（個人番号関係事務実施者）から送付される個人識別事項（氏名および住所または生年月日）がプレ印字された書類**（会社所定の基準で本人確認を行っていることが前提）**〇手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書、確定申告のお知らせはがき、所得税の予定納税額の通知書、譲渡所得返信はがき付リーフレット、贈与税のお知らせはがき |
| **[上記の提示が困難な場合]**※通常、個人番号が記載された住民票の写しは少なくとも市区町村の窓口で取得可能なはずなので、年末年始で市町村の窓口が空いていない場合や、緊急の海外出張で市町村の窓口に行けない場合などしか「困難な場合」として認められないと考えられます。〇過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認※初回の本人確認や特定個人情報ファイルを作成していない場合には利用できない。〇源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書〇自身の個人番号に相違ない旨の申立書〇国外転出者に還付される個人番号カード・通知カード | **[上記の提示が困難な場合]**※「困難な場合」というのは、上記のいずれの方法も採用できない場合をいいます。したがって、上記の顔写真付き身分証明書がいずれも所持していないこと、その他の書類もないことが前提となります。**下記の書類２つ以上の提示**〇公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書〇学生証（写真なし）、身分証明書（写真なし）、社員証（写真なし）、資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）（氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る）〇国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書〇印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳〇源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書 |
|  | **＊過去に本人確認と同等の措置を行ったことがある場合で下記のいずれかに該当する場合は身元確認不要。**〇雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合〇扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合〇継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合 |

**〇本人確認方法（本人／オンライン）**

|  |  |
| --- | --- |
| **番号確認** | **身元確認** |
| 〇過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認※初回の本人確認や特定個人情報ファイルを作成していない場合には利用できない。〇下記の書類のイメージデータ（画像データ、写真等）による電子的送信①個人番号カード、通知カード②国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード③住民票の写し、住民票記録事項証明書（個人番号が記載されたものに限る）④源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書 | 〇身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）のイメージデータ（画像データ、写真等）による電子的送信〇民間事業者（番号関係事務実施者）が本人であることを確認した上で発行されるＩＤ及びパスワード**（なりすまし防止の観点から、雇用元や金融機関等が従業員や顧客に対してあらかじめ本人確認をした上で、本人に対して一に限り発行したＩＤおよびパスワードである必要があり。）** |

**〇本人確認方法（本人／電話）**

|  |  |
| --- | --- |
| **番号確認** | **身元確認** |
| 〇過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認※初回の本人確認や特定個人情報ファイルを作成していない場合には利用できない。  | 〇本人しか知り得ない以下の事項のうち複数の事項の申告社員番号、職員番号、契約番号、保険始期日（保険終期日）、保険契約者名、被保険者名、保険金受取人名、顧客番号、顧客ＩＤ、証券番号、口座番号、取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高、直近の取引年月日 |

**〇本人確認方法（代理人／対面・送付）**

※送付の場合は原本でなく写しでもよい。対面の場合でも本人の番号確認書類は写しでよい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代理権の確認 | 代理人の身元確認 | 本人の番号確認 |
| 〇法定代理人の場合：戸籍謄本〇任意代理人の場合は委任状 | 〇代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書〇税理士証票〇写真付身分証明書（写真付学生証、写真付身分証明証、写真付社員証）、写真付資格証明書（いずれも氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る。）〇（法人の場合は）登記事項証明書、印鑑登録証明書、国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書 | 〇本人の個人番号カードまたはその写し〇本人の通知カードまたはその写し〇本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し |
| **[上記方法が困難な場合]**〇本人ならびに代理人の個人識別事項（氏名および住所または生年月日）の記載及び押印のある提出書類〇本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証）による確認 | **[上記方法が困難な場合]**下記の**２つ以上**の書類の提示〇公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書〇学生証（写真なし）、身分証明書（写真なし）、社員証（写真なし）、資格証明書（写真なし）（いずれも生活保護受給者証、恩給等の証書等）（氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る。）〇国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書〇印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳〇源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書 | **[上記方法が困難な場合]**〇過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認※初回の本人確認や特定個人情報ファイルを作成していない場合には利用できない。〇源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書〇自身の個人番号に相違ない旨の申立書〇国外転出者に還付される個人番号カード・通知カード |
|  | **過去に本人確認と同等の措置をした場合であって、下記のいずれかの場合は代理人の身元確認不要。**①雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合②扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合③継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合④過去に実存確認をしている場合（法人の場合） |  |

**〇本人確認方法（代理人／オンライン）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代理権の確認 | 代理人の身元確認 | 本人の番号確認 |
| 〇本人および代理人の氏名、生年月日または住所、ならびに代理権を証明する情報が記載された委任状のデータの電子的送信 | 〇民間事業者（番号関係事務実施者）が本人であることを確認した上で発行されるＩＤおよびパスワード〇代理人の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信**[代理人が法人の場合]**〇登記事項証明書または印鑑登録証明書および社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）〇国税、地方税、社会保険料または公共料金の領収書・納税証明書および社員証等の法人との関係を証する書類のイメージデータの送信（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） | 以下の本人の書類のイメージデータ等（画像、写真等）の電子的送信〇（本人の）個人番号カード、通知カード〇（本人の）国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード〇（本人の）住民票の写し、住民票記録事項証明書（個人番号が記載されたものに限る。）〇（本人の）源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書 |

**〇本人確認方法（代理人／電話）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代理権の確認 | 代理人の身元確認 | 本人の番号確認 |
| 〇本人および代理人しか知り得ない、本人名義の以下の複数の事項の申告を受ける方法社員番号、職員番号、契約番号、保険始期日（保険終期日）、保険契約者名、被保険者名、保険金受取人名、顧客番号、顧客ＩＤ、証券番号、口座番号、取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高、直近の取引年月日 | 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認※初回の本人確認や特定個人情報ファイルを作成していない場合には利用できない。 |